

令和8年9月7日
知多南部消防組合消防本部総務課

懲戒処分の公表について

下記のとおり懲戒処分を行いましたので、公表します。

- 1 所属部署
消防署
- 2 階級
消防士
- 3 年齢及び性別概要
22歳 女性
- 4 事案の概要
知人の家族が経営する飲食店（スナック）において、許可なく副業を行った。6か月程度の期間で回数は複数回、食事代等として報酬を得ていた。
- 5 懲戒処分年月日
令和8年9月4日（金）
- 6 懲戒処分内容
戒告
- 7 懲戒処分の理由
本件は、地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号の規定により懲戒処分を行ったものである。
- 8 今後の対応
このたび、職員が地方公務員法に違反し、無許可で副業を行い懲戒処分を受けたことにつきまして、皆様の信頼を大きく損ねることとなり、深くお詫び申し上げます。
公務員としての自覚と倫理観を欠いた誠に遺憾な行為であり、今後職員に対し法令遵守の徹底を改めて指導いたします。